



銚子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、銚子市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年10月22日

銚子市監査委員 明石 博  
同 宇澤 園子

銚企第212号  
令和2年10月15日

銚子市監査委員 明石 博 様  
同 宇澤 園子 様

銚子市長 越川 信一

令和元年度行政監査報告に基づく措置について（通知）

令和元年12月20日付け銚監第41号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条14項の規定により通知します。

令和元年度行政監査（補助金の交付事務について）

監査結果	講じた措置
<p>1 消費税仕入税額控除の取扱い</p> <p>市の補助金の中に含まれる消費税相当分について、市の方針を早急に決定し、消費税相当額の二重補助を解消するよう措置されたい。</p>	<p>補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いを策定し、令和2年10月8日に全庁的に周知を図った。</p>